国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局からのお知らせ

タクシーの規制が緩和されました!

公共交通が不十分な地域における、持続可能で利便性の高い移動手段の確保を早急に進めるため「ラストワンマイル・モビリティ検討会」が設置され、タクシー、乗合タクシー、自家用有償旅客運送に関する課題を総合的に検討し、まずはタクシーの規制緩和が実施されました。

法人タクシーの営業所ごとの最低車両台数の緩和

●東北運輸局公示の改正（R5.11.29改正）
～準特定地域以外の地域において、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合は、これらの基準によらず、当該市町村に限り、最低車両数を2両以上とすることができる。

※タクシーの最低車両数とは？
営業所に配置する「最低車両数」が営業区域ごとに定められています。
・人口50万人以上の都市を含む営業区域は10両（東北では仙台市のみ）
・人口1万人以上の市町村を含む営業区域は5両
・それ以外の営業区域は2両

営業所等の施設設置要件の緩和

※一角を営業所、休憩施設や車庫として活用

●東北運輸局公示の改正（R5.11.29改正）
（例：車庫にかかる要件）
～ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。

※タクシーの施設設置要件緩和のねらい
・営業所や車庫などの施設設置の際の要件などを緩和することにより、交通不便地域における機動的なサービスの提供を可能とするもの。ほか、使用権原期間についても「3年以上」から「1年以上」に緩和されました。

営業区域の見直しなど

●地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（R2.11.27最終改正）
「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」
3. 協議を行うに当たっての具体的指針
（4）一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項
既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。
なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。
① 営業区域外旅客運送の必要性② 営業区域外旅客運送の対象となる地域③ 営業区域外旅客運送を行う事業者④ 営業区域外旅客運送を行う期間⑤ その他必要な事項

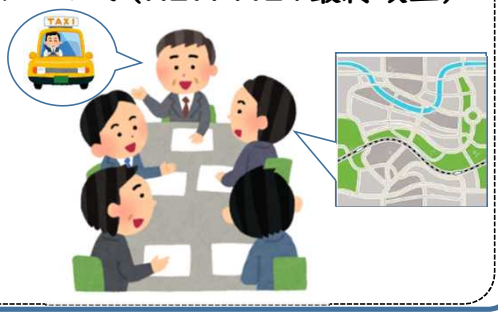

○公共交通会議等での協議について

各市町村におけるタクシーの活用について、柔軟にご議論いただきますようお願いいたします。

東北運輸局HP「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」
https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/content/000261424.pdf

【お問い合わせ先】 国土交通省 東北運輸局 自動車交通部 旅客第二課 022-791-7530
青森運輸支局 輸送・監査部門 017-739-1501（音声案内３） 岩手運輸支局 輸送・監査部門 019-638-2154（音声案内３）
宮城運輸支局 輸送・監査部門 022-235-2517（音声案内３） 秋田運輸支局 輸送・監査部門 018-863-5811（音声案内３）
山形運輸支局 輸送・監査部門 023-686-4711（音声案内３） 福島運輸支局 輸送・監査部門 024-546-0345（音声案内３）

Q　最低車両数が緩和できない特定地域・準特定地域とはどこですか？

A　現在、東北6県には「特定地域」は存在しません。「準特定地域」については、以下のとおりです。

【青森県】

・青森交通圏（青森市(ただし、平成１７年４月１日に合併された旧南津軽郡浪岡町の区域を除く)、東津軽郡平内町、蓬田村)

・八戸交通圏（八戸市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町、五戸町(ただし、平成１６年７月１日に編入された旧三戸郡倉石村の区域を除く)、南部町(ただし、平成１８年１月１日に合併された旧三戸郡名川町、福地村の区域に限る))

・弘前交通圏（弘前市、中津軽郡西目屋村）

【岩手県】

・盛岡交通圏（盛岡市(ただし、平成１８年１月１０日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く)、滝沢市、紫波郡矢巾町）

・一関交通圏（一関市(ただし、平成１７年９月２０日に合併された旧東磐井郡大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村及び平成２３年９月２６日に合併された旧東磐井郡藤沢町の区域を除く)、西磐井郡平泉町）

【宮城県】

・仙台市

【秋田県】

・秋田交通圏（秋田市）

【山形県】

・山形交通圏（山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町）

【福島県】

・福島交通圏（福島市、伊達市(ただし、平成１８年１月１日に合併された旧伊達郡伊達町、保原町の区域に限る)、伊達郡桑折町、国見町）

・郡山交通圏（郡山市、本宮市、田村郡三春町、安達郡大玉村）

・会津交通圏（会津若松市、河沼郡湯川村、耶麻郡磐梯町、大沼郡会津美里町）

・いわき市

・最低車両数を緩和する協議が調った場合は、協議成立証書の交付をお願いいたします。（新規参入事業者から交付依頼があった場合を含みます。）

※タクシー事業者は当該協議成立証書を添付し、運輸支局に事業計画変更を届け出ることとなります。

（様式例）

東北運輸局公示第38号「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」1.（4）③による協議が調っていることの証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1.協議が調っている一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域
〇〇交通圏のうち、〇〇市（町・村）に係る営業区域

2.協議が調っている一般乗用旅客自動車運送事業者
株式会社□□タクシー（他の例：新規参入者ほか〇〇市のすべての事業者）

3.協議が調っている営業区域の営業所ごとに配置する最低車両数
2両以上（他の例：3両以上、4両以上）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇地域公共交通会議
会長　〇〇　〇〇

国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局からのお知らせ

タクシーの最低車両数
を地域公共交通会議等で協議することができます。

地域公共交通の「リ・デザイン」中間とりまとめでは、「公共交通が不十分な地域等における、持続可能で利便性の高いタクシーや自家用有償旅客運送等の確保に向けた制度・運用の改善」を直ちに検討することとされました。
これを受け、公共交通が不十分な地域における、持続可能で利便性の高い移動手段の確保を早急に進めるため「ラストワンマイル・モビリティ検討会」が設置され、タクシー、乗合タクシー等に関する課題を総合的に検討することになりました。

「ラストワンマイル・モビリティ検討会」で取りまとめられた改善策

（1）タクシー事業者の供給力の強化のための制度・運用の改善

【施策①】営業所ごとの**タクシー車両の最低車両台数の緩和**　　ほか11施策

・タクシー車両数の緩和についての背景として、現在、法人タクシー事業者の営業所ごとに必要となるタクシー車両の台数は原則5台となっているが、この台数要件があるため新規参入が難しいほか、既存の法人タクシー事業者の事業の維持がままならなくなっている地域もあるところ。
このため、事業継続性等の点から問題ないと地方運輸局長等が認めた場合には、最低車両台数の緩和を認めることができることとし、柔軟に法人タクシー事業の維持や新規参入を行うことができるようにする。

上記改善策の提言を受け、制度を改正

●国土交通本省通達の改正（R5.10.31改正）
「～これらの基準により難いものとして**地方運輸局長が認める地域**については、**1両以上5両未満**の事業用自動車の配置をすることで足りるものとする。」

●東北運輸局公示の改正（R5.11.29改正）
「～準特定地域以外の地域において、市町村が設置する**地域公共交通会議等で協議が調った場合**は、これらの基準によらず、当該市町村に限り、**最低車両数を2両以上とすることができる**。

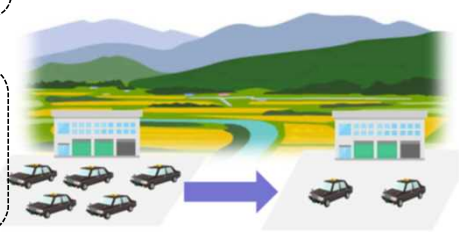

○公共交通会議等での協議について

今までは、乗用（タクシー）事業について公共交通会議等で協議される事項はあまりなかったと思いますが、「地域における公共交通については、地域が主体性をもってデザインしていくことが重要。」、「地方公共団体、交通事業者、住民などの関係者が、地域公共交通会議等において、地域にあった公共交通サービスのあり方について議論を重ねていくことが重要。」という観点も勘案していただき、今後は必要に応じて、**各市町村におけるタクシー事業者の必要車両数についても柔軟にご議論いただきますようお願いいたします**。

東北運輸局HP「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」
https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/content/000261424.pdf

【お問い合わせ先】　国土交通省　東北運輸局　自動車交通部　旅客第二課　022-791-7530
青森運輸支局 輸送・監査部門 017-739-1501（音声案内3）　岩手運輸支局 輸送・監査部門 019-638-2154（音声案内3）
宮城運輸支局 輸送・監査部門 022-235-2517（音声案内3）　秋田運輸支局 輸送・監査部門 018-863-5811（音声案内3）
山形運輸支局 輸送・監査部門 023-686-4711（音声案内3）　福島運輸支局 輸送・監査部門 024-546-0345（音声案内3）